## 熊本県公立大学法人評価委員会運営規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本県公立大学法人評価委員会条例(平成17年熊本県条例第4号。 以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、熊本県公立大学法人評価委員会の運営 に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において非公開とする ことが適当であると認める案件については、委員長が委員会に諮って非公開とすること ができる。

(傍聴人に対する指示)

第3条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めたときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

(意見の聴取)

第4条 委員長は、議事の調査審議に関し、特に専門的な意見を聴く必要があると認めた ときは、委員会に諮って、関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(議事録)

第5条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、公表する。

(庶務)

第6条 委員会に関する庶務は、熊本県総務部において処理する

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員 会に諮って定める。

附則

この規程は、平成18年3月30日から施行する。